

「西京区制50周年記念」冠及びロゴマークの使用に係る取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間（以下「周年期間」という。）に、区内の学区や各種団体、事業者等が実施するイベント等において、西京区制50周年を表す冠及びロゴマーク（以下「冠等」という。）を使用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 冠等は、西京区制50周年を祝い、今後の西京区のまちづくりの機運を盛り上げるために、周年期間に区内で実施される様々なイベントや西京区にまつわる様々な事業等に使用するものとする。

(冠の名称及びロゴマークのデザイン)

第3条 冠の名称は「西京区制50周年記念」とする。

2 ロゴマークのデザインは、完成次第使用できるものとする。

(申請と承認)

第4条 冠の使用の承認を受けようとする者は、原則、イベント等の実施日の14日前までに、「西京区制50周年記念」冠に係る使用申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、西京区制50周年事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。ただし、第4項第1号及び第2号に掲げる者が使用する場合は、事業完了後の報告に代えることができる。

2 事務局は、前項の申請書が提出された場合、申請内容を審査のうえ、申請者に「西京区制50周年記念」冠に係る使用承認（不承認）通知書（第2号様式）を送付する。

3 事務局は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

4 冠の使用は、次の各号に掲げる団体等に対して、事務局が承認する。

- (1) 西京区制50周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の構成員
- (2) 学区民を中心に構成され、学区内で活動する団体
- (3) その他事務局が適当と認める団体等

5 冠の使用は、前項に該当する団体等が実施する事業であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は承認しない。

- (1) 実行委員会の信用や品位を損なう、又はそのおそれのある事業
- (2) 営利を主たる目的とする事業。ただし、地域産業・地域文化の振興・活性化に寄与すると認められる場合は除く。
- (3) 政治や宗教、思想の主張・普及・啓発等を目的とする事業
- (4) 法令・公序良俗に反したり、その他社会的に非難を受ける可能性のある事業
- (5) その他事務局が不適当と認める事業

6 ロゴマークの使用は、本規程の趣旨及び目的に合致する事業であれば、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自由に使用することができる。

- (1) 法令・公序良俗に反したり、その他社会的に非難を受ける可能性のある事業
- (2) ロゴマークを使用した商品の販売。ただし、啓発のためのパッケージ等への使用はこの限りでない。
- (3) その他事務局が不適当と認める事業

(事業終了の報告)

第5条 冠の使用承認を受けた申請者が事業を終了したときは、速やかに「西京区制50周年記念」冠

に係る事業終了届出書（第3号様式）を事務局に提出しなければならない。

（遵守事項）

第6条 冠等を使用するに当たり、次の各号を遵守すること。

(1) 冠の文言やロゴマークの形状・色等のデザインを変更して使用しないこと。

(2) 冠等を使用し、作成した制作物を商標登録又は意匠登録しないこと。

（使用料）

第7条 冠等の使用は無料とする。

（権利義務の譲渡制限）

第8条 申請者は、この規程に定める権利義務の全部又は一部を第三者に継承もしくは引き受けさせ、又は担保に供してはならないものとする。

（違反者等に対する取扱い）

第9条 事務局は、申請者がこの規程に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により使用承認を受けたときは、承認を取り消すとともに、その使用の差し止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。また、第4条及び第6条に規定する要件に合致しない場合は、その使用の差し止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

2 前項の規定による承認の取消しや請求、その他冠等の使用に関して生じた損害又は損失について、実行委員会及び事務局は一切の責任を負わないものとする。

（冠等の使用者の義務）

第10条 冠等の使用者は、冠等を使用する事業の実施に際し、作成されるチラシ・ポスターやSNS等の広告媒体のほか、事業当日のアナウンス等により、西京区制50周年記念を周知するように努めるものとする。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、冠等の使用に係る必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

この規程は、令和9年3月31日を以って、その効力を失う。